

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充					
① 重層的支援体制整備事業の推進					
現状と課題	<p>改正社会福祉法で新たに規定された「地域生活課題」は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉に関する課題のみならず、保健医療、住まい、就労及び教育、孤立、人権などに関する課題となっています。</p> <p>これは、非常に幅広い上に、8050問題やダブルケアなどにより課題が複合化していたり、いわゆる「ごみ屋敷」などにより制度の狭間にあり、既存制度では解決が困難な状態になっていることもあります。このような課題に専門的かつ包括的に対応できるよう、市町村においては、行政やCSW、自立相談支援機関、市町村社協などが中核的な機能を担い、支援関係機関等による支援チームを編成し、既存の関係者だけでなく、課題に応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的なネットワークを構築し、包括的な支援体制を整えることが重要です。</p> <p>そして、支援にあたっては、対応する課題に応じて地域包括支援センター（※）や基幹相談支援センター（※）などの福祉関係の相談機関、社会福祉施設のみならず、診療所などの医療機関や居住支援を行う機関、就労支援を行う機関、企業、商店、学校、隣保館（※）、自主防災組織、NPOその他農業やまちおこしなど地域の様々な社会資源が顔の見える関係を築き、フォーマルサービスとインフォーマルサービスが切れ目なく支援できるよう、連携することが求められています。</p> <p>また、地域においては、住民や民生委員・児童委員、自治会等の地縁型組織、社会福祉施設、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店街、NPOなど地域の多様な主体が集まり、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、自分たちの地域を創っていく取組が期待されています。</p> <p>なお、地域住民等による主体的な地域づくりについては、地域住民等に対して地域福祉課題への関心や問題意識の醸成等を図り、地域住民と社会資源との関係を形成しつつ（活動の組織化など活動体制の構築も含む）、新たな社会資源を活用・開発していくなどにより地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワーク機能が重要です。</p> <p>あわせて、地域住民やNPOなどによるインフォーマルサービスを支えるため、ボランティア活動の調整や情報発信などを行うボランティアコーディネート機能や、NPO等の活動や運営に対する助言や支援などを行う中間支援機能も重要です。</p>	-	削除（第3章の冒頭「包括的な支援体制」に移動させます）		
	<p>令和3年に改正「社会福祉法」が施行され、重層的支援体制整備事業が任意事業として創設されました。重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、課題を抱える本人・世帯に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくこととなります（図表㉑）。</p> <p>重層的支援体制整備事業の実施等を通じ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざしていくことが期待されます。</p>	19	<p>令和3（2021）年に改正社会福祉法が施行され、市町村における包括的な支援体制の整備の一手法として、重層的支援体制整備事業が任意事業として創設されました。</p> <p>本事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することにより、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復させる個別支援と、多世代交流や多様な活躍の場を発掘・創出する地域づくりの両面から支援を行うことで、支援の効果を高め、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していくことが期待されています（図表㉑）。</p> <p>なお、属性を問わず分野横断的な支援が行えるよう、従来、分野（介護、障がい福祉、子ども、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助を一本化し、これに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を新たに加えて「重層的支援体制整備事業交付金」として、交付金が交付されることとなりました。</p>	図表㉑：重層的支援体制整備事業（全体）	
	新規	20	<p>本事業を実施する市町村では、地域住民及びその世帯が抱える福祉に関する課題のみならず、保健医療、住まい、就労及び教育、孤立、人権など幅広い「地域生活課題」の解決に資する支援が包括的に提供される体制が整備されるよう、市町村域全体で属性や世代に関わらず受け止められるネットワークを構築していくことが重要です。</p> <p>これからは、本事業をはじめとするこれまで各分野ですすめられてきた施策の積極的な実施等を通じ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざしていくことが期待されています。</p>		
具体的な取組み	<p>市町村における包括的な支援体制の構築</p> <p>市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。</p>	20	市町村の高齢、障がい、子ども、生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や関係機関の連携体制の整備に向けて、市町村訪問による助言やアドバイザーの派遣等を行います。		
	<p>重層的支援体制整備事業への後方支援</p> <p>重層的支援体制整備事業の早期実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を市町村や市町村社協、社会福祉法人・社会福祉施設等の関係者を集めて開催します。</p>	20	住民や民生委員・児童委員、自治会等の支援組織、社会福祉施設等、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店、NPO法人などの地域の多様な主体との協働の場づくりに向けて、先進事例や最新情報の提供等のサポートを行います。		
目標・指標	<p>「重層的支援体制整備事業及び重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村」現在の状況（2021年度） 9市町</p> <p>2023年度目標 全市町村</p>	20	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する市町村を支援します。		
		20	重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を市町村や市町村社協、社会福祉施設等の関係者を集めて開催します。	コラム： ・重層的支援体制整備事業の概要 ・八尾市における重層的支援体制整備事業	

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充					
② 地域における権利擁護の推進					
現状と課題	<p>平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されました。</p> <p>この法律は、成年後見制度が、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、国及び自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としています。ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護（※）の重視を基本理念として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備の推進が求められています。</p>	23	<p>平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29（2017）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）」が閣議決定されました。</p> <p>この法律は、地域共生社会の実現のため、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある人を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進に関する施策を、計画的に推進することを目的としています。</p>		<p>・今後、非常に重要になってくる取組みなので、重層事象と一体的にすすめるというところを強調して記載してほしい。</p> <p>・重層事業の断らない相談と中核機関との関連性を意識してほしい。</p>
	<p>基本計画における市町村の役割として、地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置と、これらを段階的・計画的に進めるため、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画の策定に努めるものとされています。</p> <p>都道府県の役割としては、広域的な見地から、市町村が実施する体制整備の取組を支援するとともに、市町村間や家庭裁判所及び関係団体との連携等における広域的な調整を行うことが求められています（図表㉔）。</p> <p>また、後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手確保等）や市町村職員等関係者の資質の向上等の課題についても、府域レベルでの取組が期待されています。</p>	23	<p>第二期計画では、権利擁護支援を以下のように定義し、都道府県・市町村には「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進が求められています。（図表㉔）。</p>	図表㉔：大阪府における権利擁護支援の地域連携ネットワーク（イメージ）	
	<p>認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活への移行等に伴い、判断能力が十分でない方の身上保護（※）や財産管理を行う成年後見制度の対象者数は年々増加しており、制度の潜在的ニーズが高まっています（図表㉕）。</p> <p>成年後見制度においては、これまで、主に親族や専門職等が制度の担い手として要支援者を支えてきましたが、後見人不足が懸念される中、地域社会における制度の安定的な運営を図るため、身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人の活躍が期待されています。</p>	24	<p>認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活への移行等に伴い、成年後見制度の対象となりうる人々は年々増加しており、制度の潜在的ニーズが高まっています（図表㉕）。</p> <p>また、本人に寄り添い、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業（実施主体：府社協）においても、利用者の増加が見込まれ、待機者の解消が課題となっています（図表㉖）。</p>	図表㉕：成年後見制度の潜在的ニーズについて（大阪府） 図表㉖：日常生活自立支援事業の利用者数・待機者数	<p>・複雑なケースが増えているので、市民後見人が増えたら良いという感じにならず、中核機関を中心にしたネットワークをどう構築するかに取り組んでいくことが大事</p>
	<p>大阪府では、平成15年度から、専門職や社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センターあいいいん（以下「大阪後見支援センター」という。））、市町村とともに、「大阪成年後見制度研究会」を開催し、成年後見制度の普及や市町村長申立ての促進について検討を行ってきました。また、平成22年度には、さらに学識経験者も参画のもと、「大阪成年後見制度検討会」において、本格的に市民後見人の導入に向けて検討を進めました。</p> <p>平成23年度からは、全ての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人のサービスを受けることができるよう、府内で同一理念、基準、手法によるオール大阪体制により、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を開始しました。</p> <p>あらゆる機会を通じて市町村の参画を働きかけ、2018（平成30）年現在で、23市町が府社協（政令市は各市社協）へ事業委託する形で実施しています（図表㉗・㉘）。</p>	25	<p>大阪府では平成23（2011）年度から、すべての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人のサービスを受けることができるよう、府内で同一理念、基準、手法によるオール大阪体制により、市民後見人の養成及びその活動を支える取組を開始し、令和5（2023）年現在で、23市町が府社協（政令市は各市社協）へ事業委託する形で実施しています。</p> <p>市民後見人は、市民としての特性を生かし、本人に寄り添った後見活動を行うほか、住民による地域生活課題の解決に向けた取組みであることから、参加支援・地域づくりという観点においても、重要な役割を担っており、一層の活躍が期待されています。（図表㉘）。</p>	図表㉘：大阪府における市民後見人の養成・活動支援実施市町村とバンク登録者・受任者数	
	<p>府社協では、認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、大阪後見支援センターを設置し、権利擁護に係る相談事業や、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。</p>	-			
	<p>日常生活自立支援事業は、実施主体である府社協が市町村社協へ委託し、その費用を国、大阪府、各市町村が負担する仕組みとなっています。府域の利用者は年々増加傾向にあり、2018（平成30）年3月末現在の利用者は2,565名となっています。</p> <p>一方、12自治体で合計114名の待機者が発生しています。専門員の増員や利用者の状態確認を進め、より状況に適した制度（成年後見制度等）への移行・活用を推進していますが、今後、さらに増加が見込まれる利用者・待機者の解消が課題となっています（図表㉙）。</p>	-			
	<p>府内の消費生活相談窓口には、毎日、多くの相談が寄せられており、平成29年度における相談のうち、4件に1件以上が65歳以上の高齢者の相談となっています。また、認知症等高齢者の相談は本人から相談が寄せられる割合が低く、約8割が本人以外からの相談となっています。</p> <p>消費生活相談のうち、最も多い相談は、デジタルコンテンツ（インターネット上で提供する情報等）で、アダルト情報サイト等のインターネットに関連するものとなっており、若者から高齢者まで多くみられます。その他、高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺も発生しています。</p> <p>高齢者、障がい者及び若者等の特に配慮を要する方への消費者被害を未然防止・拡大防止するためには、そうした情報を収集し適切な対応につなげるとともに、家族だけではなく地域・施設等の周囲の人々による「見守り」が重要となります。</p>	25	<p>府内の消費生活相談窓口には、毎日、多くの相談が寄せられており、令和4（2022）年度における相談のうち、約3割が65歳以上の高齢者の相談となっています。また、認知症等高齢者の相談は本人から相談が寄せられる割合が低く、約8割が本人以外からの相談となっています。</p> <p>消費生活相談のうち、最も多い相談は、化粧品や健康食品などのインターネット広告等からの定期購入に関するもので、若者から高齢者まで多くみられ、その他、高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺も発生しています。</p> <p>高齢者、障がい者及び若者等への消費者被害を未然防止・拡大防止するためには、そうした情報を収集し適切な対応につなげるとともに、家族だけではなく地域の人々による「見守り」が重要となります。</p>		
<p>消費者安全法の改正（平成28年4月施行）により、高齢者等を見守るため「消費者安全確保地域協議会」を設置することが可能になりました。地域における高齢者等の見守りの強化に向けて、消費生活センター、福祉部局、医療機関、地域包括支援センター、警察署等がネットワークを構築し、地域の身近なところで高齢者等を見守る体制づくりを進めていくことが必要です（図表㉚）。</p>	26	<p>消費者安全法の改正（平成28（2016）年4月施行）により、高齢者、障がい者等の特に配慮を要する人を見守るため「消費者安全確保地域協議会」を設置することが可能になりました。地域における高齢者等の見守りの強化に向けて、消費生活センター、福祉部局、医療機関、地域包括支援センター（※）、警察署等がネットワークを構築し、地域の身近なところで高齢者等を見守る体制づくりを進めていくことが必要です（図表㉚）。</p>	図表㉚：消費者安全確保地域協議会（イメージ）		

具体的な 取組み	地域連携ネットワークの構築・中核機関の整備	<p>成年後見制度の取組をより進めるため、市町村の取組状況を把握し、必要に応じた助言や調整を行うとともに、専門職団体、府社協、市町村・市町村社協等との連携を図り、市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置がなされるよう支援します。</p> <p>(日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、大阪後見支援センターや市町村、市町村社協等と連携を図り、待機者を解消した市町村等の好事例の研究・普及促進と併せ、成年後見制度への移行など、利用者の状態に適した制度利用の促進を図ります。)</p>	26	<p>権利擁護支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に向け、そのコーディネートを行う中核機関が整備されるよう市町村を支援します。</p> <p>市町村における中核機関の整備が促進され、また整備後も、地域の実情に応じて段階的・計画的にコーディネート機能の強化が図られるよう、市町村や市町村社協、中核機関職員を対象とした研修等を実施します。</p>	コラム：地域連携ネットワークの構築により日常生活自立支援事業の待機者を解消	
	権利擁護事業の環境整備	<p>地域の相談機関において、対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターに設置するスーパーバイザーが相談に応じることができるよう、その環境整備に努めます。</p> <p>市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修を実施し、人材の資質向上につながる市町村支援を実施していきます。</p> <p>また、市町村に対して、地域包括支援センター（※）や市町村社協等との連携を強化し、市町村長申立てを必要とする人の把握や、申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施について、働きかけます。</p>	27	<p>権利擁護支援チームが権利擁護支援について共通の理解をもち、本人の特性に応じ意思決定を支援できるよう、意思決定支援に係る研修を実施します。また、権利擁護人材の資質向上を図るため、市町村や地域の相談機関に対し、相談対応業務に係る実践的研修や市町村長申立ての実務研修を実施します。</p> <p>市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の府内実施状況について市町村に情報共有し、その適切な実施について働きかけます。</p>		
	成年後見制度の担い手確保	<p>これまでは、主に親族や専門職後見人が制度を担ってきました。今後は、成年後見制度の担い手の確保の観点から、幅広く地域住民の参画が可能となるよう、市町村及び市町村社協とともに、判断能力が十分でない認知症高齢者等の身上保護（※）や財産管理等の担い手である市民後見人の養成に努めます。</p> <p>府域のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村に対して、市民後見人の養成事業への参画の促進や、市町村社協等が実施する法人後見の取組を支援する研修事業等を実施します。また、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な制度の担い手の確保方策が進むよう、市町村や幅広い専門的職能団体等の意見も伺いながら、新たなモデルづくりを進めていきます。</p>	27	<p>どの地域においても、本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切に後見人等を選任・交代できるよう、市町村や専門的職能団体等と連携し、市民後見人や市町村社協・社会福祉施設等の法人後見実施団体の育成に取り組みます。</p> <p>市町村に対し、市民後見人養成・支援事業への参画及び市民後見人の受任促進を働きかけるとともに、市民という特性を生かした権利擁護の担い手として、広く活躍できる仕組みづくりを検討できるよう、好事例などの情報提供を行います。</p>		
特に配慮を必要とする人への消費者被害等の未然防止	<p>消費者被害等を未然に防止するため、警察や市町村、関係機関等と連携し、被害を防ぐ方法等の効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。</p> <p>高齢者や障がい者等に対し、家族や地域における身近な支援者、事業者等が見守り、その変化に気づき、相談機関等に適切につなぐことなどにより、被害を未然に防止することができるよう、福祉分野の関係者や関係機関、事業者等と連携を図るとともに、支援者向けの講座の開催や高齢者の見守りボランティアの養成等を実施します。また、見守りネットワークに関する情報提供等、市町村職員を対象とした研修の開催により、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けて支援を行い、「見守り」の強化を図ります。</p>	27	<p>消費者被害等を未然に防止するため、警察や市町村、関係機関等と連携し、被害を防ぐ方法等の効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。</p> <p>高齢者や障がい者等に対し、家族や地域における身近な支援者、事業者等が見守り、その変化に気づき、相談機関等に適切につなぐことなどにより、被害を未然に防止することができるよう、福祉分野の関係者や関係機関、事業者等と連携を図るとともに、支援者向けの講座の開催や高齢者の見守りボランティアの養成等を実施します。また、見守りネットワークに関する情報提供等、市町村職員を対象とした研修の開催により、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けて支援を行い、「見守り」の強化を図ります。</p>			
目標・指標	<p>地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、モデル検討等を行うとともに、2021年度までに全市町村が事業に着手するよう、各種の取組を検討します。</p> <p>成年後見制度の担い手確保 2018（H30） 年度：26市町村 2021年度：34市町村 2023年度：全市町村</p> <p>日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ） ※政令市除く 2017（H29） 年度：114名 2021年度：待機者ゼロ 2023年度：待機者ゼロ</p>	28	<p>日常生活自立支援事業の待機者の解消等をめざすとともに、権利擁護支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に向け、そのコーディネートを行う中核機関の整備や成年後見制度の担い手確保のための市町村支援を行います。</p> <p>中核機関整備済市町村数 全市町村 R5（2023） 年度：13市町村</p> <p>成年後見制度の担い手確保 ・市民後見人養成・支援事業実施市町村数 全市町村 R5（2023） 年度：23市町村 ・法人後見実施団体の育成について、市町村等と連携して取り組みます。</p>			

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充					
③ 生活困窮者への支援					
現状と課題	<p>生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして、平成27年度からはじまり、大阪府では、35の福祉事務所設置自治体（島本町を除く郡部9町村は大阪府が実施主体）が、生活困窮者の状況に応じて包括的な支援を行っています。</p> <p>この3年間で約9万人の相談を受け、他の適切な支援につなぐ等を除いた約4万5千人については自立支援計画（以下「プラン」という。）に基づく継続した支援を行っており、同制度による支援が着実に進められています（図表㉑）。</p>	30	<p>生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして、平成27（2015）年度からはじまり、大阪府では、35の福祉事務所設置自治体（島本町を除く郡部9町村は大阪府が実施主体）が、生活困窮者の状況に応じて包括的な支援を行っています。</p> <p>制度開始から8年で約20万人の相談を受け、他の適切な支援につなぐ等を除いた約9万人については自立支援計画（以下「プラン」という。）に基づく継続した支援を行っており、同制度による支援が着実に進められています（図表㉑）。</p>	図表㉑：新規相談受付件数とプラン作成件数	
	<p>2018（平成30）年6月に生活困窮者自立支援法が改正され（2018（平成30）年10月一部施行）、地域社会からの孤立などにより必要な支援が届いていない方を早期に適切な支援につなげるため、生活困窮者の自立支援の基本理念（「生活困窮者の尊厳の保持」、「地域社会からの孤立等生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援」、「地域における関係機関等との連携等支援体制の整備」）を定義が明確化されました。</p> <p>また、自立相談支援事業等の利用助奨（事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用助奨を行う）の努力義務化や自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業（旧：家計相談支援事業）の一体的実施の促進（任意事業であった就労準備支援事業・家計改善支援事業の努力義務化等）などが定められました。</p> <p>特に、自立相談支援事業などの3事業の一体的実施の促進については、2021年度までの3年間を集中実施期間とし、全自治体における就労準備支援事業・家計改善支援事業の完全実施をめざすこととしています（図表㉒・㉓）。</p>	30	<p>生活困窮者自立支援制度に基づく事業には、必須事業である自立相談支援事業と住宅確保給付金に加え、努力義務・任意事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業、認定就労訓練事業があります。このうち、就労準備支援事業と一時生活支援事業は、広域的に連携して実施するなど、府内すべての自治体で実施されています。しかしながら、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業については、すべての自治体の実施には至っておらず、居住地にかかわらず必要な支援が受けられるよう環境整備が求められます（図表㉒、㉓）。</p>	図表㉒：生活困窮者自立支援法に基づく事業 図表㉓：府内における努力義務事業・任意事業の実施状況	
	<p>本制度施行後、生活困窮者に対して支援が着実に進められている一方で、地域社会からの孤立などにより適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいると考えられます。</p> <p>生活困窮者を早期に適切な支援につなげるため、各自治体において、民生委員・児童委員、CSW、教育委員会、地域包括支援センター（※）、保健所、隣保館（※）、社会福祉法人、NPO法人などの関係機関と緊密に連携を図ることにより、支援対象者を早期に発見することが求められています。</p>	31	<p>本制度施行後、生活困窮者に対して支援が着実に進められている一方で、支援プラン作成に至らない、地域社会からの孤立などにより適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいます。これらの人への対応は、本事業とともに包括的な支援体制や重層的支援体制整備事業の主要な課題となります。</p> <p>生活困窮者を早期に適切な支援につなげるため、各自治体において、民生委員・児童委員、CSW、教育委員会、地域包括支援センター（※）、保健所、隣保館（※）、社会福祉施設等、NPO法人などの関係機関と緊密に連携を図ることにより、支援対象者を早期に発見することが求められています。</p>		
	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、離職や収入の減少等により生活が苦しくなった世帯が急増したことに伴い、自立相談支援や住居確保給付金の申請件数等が急増しました。</p> <p>加えて、生活福祉資金貸付制度（※）の特例貸付を受けている方の中には、貸付だけでは解決できない課題を抱えている方がおり、生活困窮者自立支援制度と連携した効果的な支援体制を構築していくことが求められています。</p>	32	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による失業や減収等で生活に困窮している世帯に実施された生活福祉資金貸付制度（※）の特例貸付（以下「特例貸付」という。）により、個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等の新たな生活困窮者層が顕在化しました。</p> <p>これらの人の中には貸付だけでは解決できない課題を抱えている人がおり、生活困窮者自立支援制度と連携した効果的な支援体制を構築していくことが求められています（図表㉔）。</p>	図表㉔：生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）貸付決定件数（大阪府）	
	<p>また、本制度は人が人を支える制度であるため、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して効果的な支援を行うためには、自立相談支援事業等の支援員の専門的な知見の蓄積や支援技術の向上が必要です。このため、支援員の質を確保する大阪府の相談支援員等従事者研修の役割は重要です。</p>	32	<p>また、本制度は人が人を支える制度です。複合的な課題を抱える生活困窮者やコロナ禍で顕在化した新たな生活困窮者層の相談者に対して効果的な支援を行うためには、自立相談支援事業等の支援員の専門的な知見の蓄積や支援技術の向上が必要です。このため、支援員の質を確保する大阪府の相談支援員等従事者研修の役割は重要です。</p>		
	<p>大阪府の生活保護率は全国で最も高くなっています（2018（平成30）年9月現在3.214%※府速報値）。</p> <p>また、全国平均を上回る非正規労働者など生活困窮者を生み出す要因が存在しています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない、貧困の連鎖を断ち切る環境整備も重要です。</p>	32	<p>大阪府の生活保護率は全国で最も高くなっています（令和5（2023）年9月現在3.04%※府速報値）。また、全国平均を上回る非正規労働者など生活困窮者を生み出す要因が存在しています。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない、貧困の連鎖を断ち切る環境整備も重要です。</p>		
	新規		33	<p>就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与します。しかし、心身の状態などで、直ちに一般就労をめざすことが困難な人もいます。このような人々に就労に必要なノウハウを身に付けるための、支援付きの就労機会を創出する取組み等を通して、最終的に一般就労につなげることが求められています。</p>	

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
具体的な 取組み	生活困窮者への支援	府内における生活困窮者の支援が適切かつきめ細やかに実施されるよう、市町村連絡会議や市町村訪問などを通じて、先進事例の紹介を行うなど、努力義務・任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援します。	33	就労準備支援事業は、単独自治体で事業の実施が難しい自治体について、広域で事業実施できる体制を整えていくとともに、一時生活支援事業についても、引き続き府域一体となって取り組みます。 併せて、市町村連絡会議や市町村訪問などを通じて、先進事例の紹介を行うなど、努力義務・任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援します。		
		大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、生活福祉資金貸付制度等で明らかになったこれまで福祉の窓口や支援機関につながっていなかった生活困窮者層への支援策の検討を行うなど各事業の取組を充実させていきます。	-	削除		
		相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した相談支援員等従事者研修を開催します。	33	自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や隣保館（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。		
		自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていなかった生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や隣保館（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。	33	相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した相談支援員等従事者研修を開催します。		
		新規	33	特例貸付の借受人については、生活が立て直せず、償還が困難となっている人への丁寧な支援を行うため、実施主体である府社協と自立相談支援機関を設置する市町との連携を進め、借受人のフォローアップ支援を行います。		
子どもの貧困対策	子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困連鎖を防止することが重要です。そのため、庁内の関係部署や市町村、関係機関と連携して学習支援事業やSSWの充実、保護者の就労支援などの施策を進めます。	33	子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困連鎖を防止することが重要です。そのため、庁内の関係部署や市町村、関係機関と連携して学習支援事業や保護者の就労支援などの施策を進めます。			
就労支援など	変更	33	一定の配慮や支援を必要とする人を職場へ受け入れるほか、柔軟な働き方ができる場を提供する、認定就労訓練事業の活用に取り組みます。 また、生活困窮者の就労支援や職場定着などを図るため、事業主と生活困窮者の間に立ち、特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行う「職場環境整備等支援組織」の活用を図ります。 さらに、障がい者等の福祉の増進といった一定の目的のため、大阪府知事の認定を受けた者と随意契約を行う「3号随契（※）」を活用し、生活困窮者の雇用の創出に取り組みます。			
目標・指標	「努力義務事業実施自治体数（全35福祉事務所設置自治体）」 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2018（H30）年度： 31 15 2021（R3）年度： 35 35 2023（R5）年度： 35 35	34	生活困窮者自立支援制度に基づく努力義務事業を実施している自治体数 全35福祉事務所設置自治体 家計改善事業 令和5（2023）年度：32自治体			

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充						
④ 虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進						
現状と課題	<p>高齢者、障がい者及び子どもに対する虐待並びにDV被害の防止に向けた取組については、それぞれの対象者や特性に応じた支援を強化する必要があります。</p> <p>加えて、地域における取組として、自ら声をあげることができない、または困難な状況にある被害者に身近な地域住民等が、虐待やDV防止のための正しい理解をもち、虐待やDVを疑わせる「サイン」に早期に気づき、適切な相談機関や支援等につなぐことが必要です。</p> <p>虐待については、生活困窮や介護負担、育児不安等により、保護者や養護者等が追い詰められた結果、虐待へと発展してしまうこともあります。このため、虐待の防止及び早期発見に向けては、虐待に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても解決を図るよう関係機関が連携して取り組むことが重要です。</p>	34	<p>高齢者、障がい者及び子どもに対する虐待並びにDV被害の防止に向けた取組については、それぞれの対象者や特性に応じた支援を強化する必要があります。</p> <p>加えて、地域における取組みとして、自ら声をあげることができない、または困難な状況にある被害者に身近な地域住民等が、虐待やDV防止のための正しい理解をもち、虐待やDVを疑わせる「サイン」に早期に気づき、適切な相談機関や支援等につなぐことが必要です。</p> <p>また、虐待については、生活困窮や介護負担、育児不安等により、保護者や養護者等が追い詰められた結果、虐待へと発展してしまうこともあります。このため、虐待の防止及び早期発見に向けては、虐待に係る調査や相談の中で把握した世帯全体が抱える様々な地域生活課題についても解決を図るよう関係機関が連携して取り組むことが重要です。</p>			
具体的な取組み	地域における理解促進等	地域住民等や民生委員・児童委員などを対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。	34	民生委員・児童委員をはじめとする地域住民等を対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。		
	相談機能の強化と関係機関の連携	虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。	35	虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。		
	市町村への広域的・専門的支援	虐待やDV事案に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民等をはじめ、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体及び行政機関等との連携の強化を図るとともに、重篤なケース等への対応及び対応困難事例への助言等を行う専門性を強化し、市町村を支援します。	35	虐待やDV事案に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民等をはじめ、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体及び行政機関等との連携の強化を図るとともに、重篤なケース等への対応及び対応困難事例への助言等を行う専門性を強化し、市町村を支援します。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】15期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(1) 誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充					
⑤ 様々な課題への対応					
現状と課題	<p>平成27年の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもりの推計数（15歳以上39歳以下）は、約3万8千人となっています。子どもや若者が抱える困難な状況は非常に多岐にわたることから、様々な機関が専門性を活かし発達段階に応じたきめ細やかな支援が必要です。</p> <p>また、平成30年の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもりの推計数（40歳以上64歳以下）は約4万3千人となっています。近年では、ひきこもりが長期高齢化し、高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050問題」が社会問題となっています。ひきこもりの状態にある方に対しては、個々の複雑な状況を理解し、丁寧に寄り添いながら継続的な支援を行う必要があり、そのためにも、身近な市町村において福祉、医療、就労、教育等の専門機関による支援ネットワークの構築が不可欠です。</p> <p>なお、就職氷河期世代（※）の就職や正社員化の実現、就職に限らない多様な社会参加の実現等をめざす、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が策定され、この中でひきこもり状態にある方に対し、社会参加に向けた地域一体となった支援を推進するため、様々な関係機関のネットワークである市町村プラットフォーム（※）（以下、「ひきこもり支援ネットワーク」という。）を形成し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制づくりに取り組んでいくことが求められています。</p>	35	<p>令和4（2022）年の内閣府調査を基にした15歳以上39歳以下の大阪府のひきこもりの推計数は、約4万8千人となっています。子どもや若者が抱える困難な状況は非常に多岐にわたることから、様々な機関が専門性を活かし発達段階に応じたきめ細やかな支援が必要です。また、40歳以上64歳以下は約6万人となっております。近年では、ひきこもりが長期化した結果、高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050問題」が社会問題となっています。</p> <p>ひきこもりの状態にある人に対しては、個々の複雑な状況を理解し、丁寧に寄り添いながら継続的な支援を行う必要があり、そのためにも、身近な市町村において福祉、医療、就労、教育等の専門機関による支援ネットワークの構築が不可欠です。</p> <p>なお、就職氷河期世代（※）の就職や正社員化の実現、就職に限らない多様な社会参加の実現等をめざす、「就職氷河期世代活躍支援プラン」が策定され、この中でひきこもり状態にある人に対し、社会参加に向けた地域一体となった支援を推進するため、様々な関係機関のネットワークである市町村プラットフォーム（※）を形成し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制づくりに取り組んでいくことが求められています。</p>		
	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合等、様々な状況にあることや、社会的認知度が低いことから、支援が必要な子どもに気づくことが難しいと考えられます。このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉・介護・医療・教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して、本人や家族を適切な支援につなげなければいけません。</p>	36	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、支援を必要とするヤングケアラーに気づくことが難しいと考えられます。</p> <p>このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添い、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持ちながら、必要な支援につなげていく必要があります。（図表㉔）。</p>	図表㉔：ヤングケアラー（イメージ）	
	<p>大阪府内の自殺者は、平成29年で1,201人となっており、病気等の健康問題や失業や長時間労働等の経済・生活問題、介護・看病疲れ等の家族問題など様々な要因が複合的な原因・動機となっています。</p> <p>自殺対策においては、地域レベルの実践的な取組による生きることへの包括的な支援が必要となるため、平成28年4月に施行された「自殺対策基本法」の一部改正を踏まえ、関係機関と密接に連携し、総合的かつ効果的に取組を進めることが求められています。</p>	36	<p>令和4（2022）年の大阪府の自殺者数は1,488人、自殺死亡率は16.9となっています。自殺の背景には、様々な社会的要因が複雑に関係しており、社会経済情勢の変化等に応じて必要な支援を行えるよう、孤独・孤立対策など関連施策との連携強化を進めるとともに、市町村など関係機関と連携し、府域全体で自殺リスクを低下させることができるよう取り組む必要があります。</p>		
	<p>アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、病気に対する理解不足や偏見等により治療に結びつきにくい、治療を担う医療機関が少ない、相談支援に関わる機関の支援スキルや相互連携体制が不足しているなどの課題があります。</p>	37	<p>依存症は、病気に対する理解不足等により治療に結びつきにくい、相談支援に関わる機関の支援スキルや相互連携体制や治療を担う医療機関が不足している、支援団体等との具体的な個別支援の連携・課題共有が不十分などの課題があります。</p>		
	新規	37	<p>令和4（2022）年度の女性相談の件数は、大阪府女性相談センターにおいて11,401件、市で配置されている婦人相談員において11,709件対応しており、女性が抱える課題が多様化、複雑化している中、その背景や心身の状況等に応じて包括的に支援することが必要です。適切な支援につながるよう、婦人相談員の設置数を増やしていくことや、女性相談センターの認知度の向上が求められています。</p>		
	新規	37	<p>府内の在住外国人は、175の国、地域から272,449人（令和4（2022）年12月31日時点）となっております。社会経済情勢の変化による在住外国人の新たな課題や多様なニーズに対応できるよう、専門相談の拡充や相談対応の質的強化を図っていく必要があります。</p>	コラム：府内在住外国人の支援機関	
	<p>人口減少や少子高齢化、家族形態の変化が進み、人と人の関係性やつながりが希薄化してきたことで、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられます。</p> <p>孤独・孤立にいたる背景や当事者がおかれている状況は多岐にわたり、また、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様です。</p> <p>孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族も含めて支援していくには、様々な支援の存在を周知するとともに、地域において住民や自治会、社会福祉施設、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店街、NPOなど地域の多様な主体と連携して、つながりの活動を展開していくことが重要です。</p>	37	<p>人口減少や少子高齢化、家族形態の変化が進み、人と人の関係性やつながりが希薄化してきたことで、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられます。</p> <p>孤独・孤立にいたる背景や当事者がおかれている状況は多岐にわたり、また、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様です。</p> <p>孤独・孤立の問題を抱える本人と世帯も含めて支援していくには、様々な支援の存在を周知するとともに、地域において住民や自治会、社会福祉施設等、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店、NPO法人など地域の多様な主体と連携していくことが重要です。</p> <p>また、孤独・孤立対策を推進していくにあたり、国では令和6（2024）年4月に孤独・孤立対策推進法の施行が予定される一方、令和5（2023）年3月に「大阪府孤独・孤立対策推進指針」を作成しました。今後、この指針に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備をすすめ、孤独・孤立の状態を抱える人々の支援策の充実につなげていくこととしています。</p>		

【1】項目		【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
具体的な 取組み	分野を横断した課題への対応	ひきこもりやヤングケアラー、孤独・孤立等の様々な課題を抱える方・世帯への支援については、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる体制が構築されるよう市町村に働きかけます。	37	ひきこもりやヤングケアラーなどのようにひとつの制度・福祉サービスだけでは対応が困難な世帯や、地域社会から孤立し支援が届いていない世帯について、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる包括的な支援体制が構築されるよう市町村に働きかけます。 また、同じような体験やしんどさを共有できる仲間づくりとして、セルフヘルプグループなどの当事者組織とつながりを持つことができるよう、市町村と協働して環境整備を進めています。		・地域福祉でヤングケアラー、ひきこもり、孤独孤立を取り上げる意義を明確にしてほしい
	ひきこもり支援	ひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターにおいて本人や家族から電話での相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修講師の派遣等、市町村等の支援者に対する後方支援を行います。 また、支援員の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村への個別訪問により、助言等を行い、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークづくりに向けた支援を行います。	38	ひきこもりについては、ひきこもり地域支援センターにおいて本人や家族からの相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修講師の派遣等、市町村等の支援者に対する後方支援を行います。 また、支援員の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、市町村への個別訪問により、助言等を行い、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関及び教育等と市町村とのネットワークづくりに向けた支援を行います。 さらに、市町村と協働し、当事者や家族が社会とつながりを持つことのできる環境整備を進めています。		
	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーについては、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施、支援体制の構築等により支援の充実を図ります。	38	ヤングケアラーについては、庁内関係部局や支援の実施主体である市町村等と連携し、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施などにより社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握により必要な支援へつなげるため、市町村における相談窓口の設置等の働きかけ、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置促進を図るとともに、ヤングケアラーが安心してケアの体験を話したり相談できるピアサポートやこどもの居場所づくりの推進などに取り組んでいきます。		・窓口を設置したら完了ではなく、窓口の周知や相談体制も大事である。 ・ヤングケアラー当事者だけでなく、ケアを受けている側のつらさを軽減していくという視点も必要
	自殺対策	自殺の対策については、課題を抱えた方を早期に発見できる地域づくりの推進や生活困窮者自立支援制度による本人に寄り添った支援、精神保健医療福祉に関する相談などの取組を総合的に進めます。	38	令和5（2023）年3月に策定した「大阪府自殺対策計画」に基づき、自殺の背景にある様々な社会的要因に対する相談支援を充実するとともに、生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策といった関連施策との有機的な連携を強化するなど、自殺対策を総合的かつ効果的に進めています。		
	依存症対策	依存症については、こころの健康総合センターや保健所、依存症専門相談電話などの相談支援体制の充実や、専門医療機関の選定など医療体制の確保を進めるとともに、医療、行政、民間機関、自助グループ等による連携体制を推進し、地域におけるネットワークの充実を図ります。	38	依存症問題に関する関心と理解を深めるための普及啓発活動の実施をはじめ、SNS相談など多様な相談窓口や対応医療機関の拡充など相談支援体制や治療体制の強化、また、切れ目のない回復支援体制の強化など依存症対策を総合的に推進します。		
	困難女性支援	新規	39	女性相談支援員の配置などにより、すべての市町村における女性相談機能の構築を促進するとともに、女性支援に必要な支援者や関係者が参画する会議（支援調整会議等）の開催や、市町村（女性支援窓口）における民間支援団体との連携を促進します。		
	孤独・孤立対策	新規	39	孤独・孤立の状態にある人が、適切な支援につながるよう市町村に働きかけるとともに、社会的機運の醸成に向けて、「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」の周知を図ります。		
目標・指標	令和5年度当初に、ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなげる「ひきこもり支援ネットワーク」を全市町村において構築	39	ひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなぐ「市町村プラットフォーム」を全市町村（政令市除く）において早期に構築 R4（2022）年度 34市町			
目標・指標	新規	39	ヤングケアラー相談窓口を全市町村で設置します。 令和5（2023）年度			

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり						
① 地域福祉のコーディネーターの協働						
現状と課題	大阪府では、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、地域における一人暮らしの高齢者、障がい児者及び子育て中の親子等支援を必要とする全ての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動が、市町村社協の内部組織として概ね小学校区ごとに設置されている地区福祉委員会（※）によって行われています。	-	削除（ボランティアの参加促進・多様な機会創出に移動します。）			
	全国に先駆けて、地域福祉のセーフティネットを機能させることを目的に CSW の配置促進に重点的に取り組んできました。複数の地域生活課題や制度の狭間といった既存サービスでは対応困難な課題解決に取り組みつつ、こうした個別支援を地域支援に発展させ、要支援者を見守り・支えるボランティアグループの組織化や新たなサービス・仕組みの開発を通じたセーフティネット体制づくりを行っています。	41	大阪府では、地域福祉のセーフティネットを機能させることを目的に CSW の配置促進に重点的に取り組んできました。複数の地域生活課題や制度の狭間といった既存サービスでは対応困難な課題解決に取り組みつつ、こうした個別支援を地域支援に発展させ、支援を要する人を見守り・支えるボランティアグループの組織化や新たなサービス・仕組みの開発を通じたセーフティネットの拡充に取り組んでいます。			
	CSW 以外にも、小・中学校の児童・生徒が抱える課題を福祉的アプローチによって解決支援する「スクールソーシャルワーカー（以下「 SSW 」という。）」や医療施設に配置され、退院後の社会復帰支援を行う「医療系ソーシャルワーカー（以下「 MSW・PSW 」という。）」などがそれぞれの活動領域で活躍しています（図表⑨）。	41	CSW 以外にも、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援する「生活支援コーディネーター」、小・中学校や高校の児童・生徒が抱える課題を福祉的アプローチによって解決支援する「 SSW 」や医療施設に配置され、退院後の社会復帰支援を行う「医療系ソーシャルワーカー（以下「 MSW・PSW 」という。）」などがそれぞれの活動領域で活躍しています（図表⑨）。	図表⑨：各コーディネーターの役割等		
	社会福祉法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。 社会福祉施設のコミュニティソーシャルワーカーや保育園・認定こども園のスマイルサポーターによる総合生活相談と緊急急迫した生活困窮者等への現物給付を行う「生活困窮者レスキュー事業」や、就労支援、社会参加・生きがい支援、居場所づくりなど、様々な取組がオール大阪で実施されています。	41	社会福祉施設等においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」として、社会福祉施設等のコミュニティソーシャルワーカー（以下「施設 CSW 」という。）や保育園・認定こども園のスマイルサポーターによる総合生活相談や、就労支援、社会参加・生きがい支援、居場所づくりなど、様々な取組が実施されてきました。 8050 問題やヤングケアラーのように世帯の中で課題が複合化していたり、いわゆる「ゴミ屋敷」のように制度の狭間にある課題など、既存制度では解決が困難になっていることもあります。このような課題に専門的、包括的に対応できるよう、市町村が中心になり、福祉関係の相談機関と地域福祉のコーディネーターによる支援チームを編成し、また、課題に応じて新たな関係者と連携しながら、分野横断的なネットワークを構築していくことが重要です。			
具体的な取組み	身近な圏域での見守り・発見・つなぎの強化 新規	地域福祉のセーフティネットの核である CSW の配置促進に努め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図ります。	42	地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化するため、引き続き、 CSW の配置促進に努める。		
	地域福祉のネットワークみづくり	CSW をはじめ、地域包括支援センターや社会福祉施設、介護保険サービス事業所、生活支援コーディネーター、 SSW 、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、グループワーク等による意見交換や交流の機会を創出し、関係者間のネットワーク構築を図ります。 また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・ PR など連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。	43	CSW をはじめとする、地域福祉のコーディネーター間のネットワークの構築がより一層進むよう、市町村とともにグループワーク等による意見交換や交流の機会を創出に取り組みます。 また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・ PR など連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。	コラム：堺市の地域福祉研修コ	
	CSW の資質向上	複雑多様化する地域福祉課題への対応や、 ICT （情報通信技術）の活用による支援手法の多様化に対応するため、 CSW 等のコーディネーターが、ソーシャルワークの専門的、かつ、幅広い知識を習得できるよう、研修等を行い資質向上を図ります。	43	複雑多様化する地域福祉課題へ対応するため、 CSW がソーシャルワークの専門的、かつ、幅広い知識を習得できるよう、 CSW マイスター（※）の認定取得や、地域福祉のコーディネーターがソーシャルワークを学ぶ研修等の取組みが促進されるよう、市町村に働きかけます。	コラム：和泉市での CSW と施設 CSW の協働の体制づくり	
目標・指標	「 CSW 配置人数（全中学校区に1名配置）」※政令市・中核市除く（36市町村） 2018（H30）年度：154名／（参考）149名（35市町村） 2021年度：173名／（参考）164名（35市町村） 2023年度：191名／（参考）178名（35市町村）	43	CSW 配置人数について全中学校区に1名を配置をすすめます。 ※政令市・中核市除く（34市町村） 令和5年（2023）年度 135名/160 校区			
目標・指標	新規	43	地域で活動する各コーディネーターがお互いの機能・役割を理解し、制度の狭間を埋める連携ができるよう、研修等による地域福祉コーディネーターの養成を市町村に働きかけます。			

整理番号	【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり						
② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備						
37	現状と課題	民生委員・児童委員は、地域住民の身近な生活相談や助言、福祉サービス情報の提供など、要支援者が必要な福祉サービスを得ることができるよう関係機関へつなぎを行うなど、地域住民にとって、「顔の見える」最も身近な支援者であり、地域福祉活動の担い手の一人です。	46	民生委員・児童委員は、地域住民の身近な生活相談や助言、福祉サービス情報の提供など、支援を要する人が必要な福祉サービスを得ることができるよう関係機関へつなぎを行うなど、地域住民にとって、「顔の見える」最も身近な支援者であり、地域福祉活動の担い手の一人です。		
		現在、府域には、約1万3千人が民生委員法に基づき委嘱を受け、地域活動に取り組んでいますが、職務内容の重要性、多様・複雑化、専門化に伴い、委嘱委員の負担感や高齢化も相まって、不足する傾向にあり、新たな担い手を確保することが課題となっています(図表㉔)。	46	府域では、民生委員法に基づき委嘱を受けた約1万3千人の民生委員・児童委員が地域活動に取り組んでいます。一方で、職務内容の重要性や、多様・複雑化、専門化に伴い、委員の負担感や高齢化も相まって、定数に対する委嘱率が低下する傾向にあり、委員に対するフォローアップと新たな担い手を確保することが課題となっています(図表㉔)。	図表㉔：民生委員・児童委員の定数と委嘱者数	
		昨今、増加する高齢者の孤立死や児童虐待の問題、ひきこもり、DV、生活困窮者等の地域生活課題が増加しています。民生委員・児童委員には、従来の支援活動に加えて、こうした新たな課題に対応するため、高い専門知識や技術・ノウハウの習得が重要となっており、効率的・効果的な研修を行うことが求められます。	46	このため、高い専門知識や技術・ノウハウの習得に向けたより効果的な研修とともに、委員活動の悩みや苦労、やりがいを共有することで、委員同士がお互いに支えあう環境づくりが必要です。		
		新規	46	また、定年の延長や定年退職後も働き続ける人が増える中で、働きながら委員活動を両立できる環境の整備が求められます。		
38	民生委員・児童委員の担い手確保	民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。	46	民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境整備に向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的な周知を行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。		
		新規	47	仕事との両立など様々な立場の民生委員・児童委員が活躍できる環境整備に向けて、ICTの活用など地域の実情に応じた民生委員・児童委員の環境整備に関する取組みを支援します。	コラム：ICTを活用した民生委員・児童委員活動の環境改善	
39	具体的な取組み 民生委員・児童委員の資質向上	新たな地域生活課題への対応や災害時の要支援者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。	47	新たな地域生活課題への対応のため、孤独・孤立やひきこもり、児童虐待、ヤングケアラーなど幅広い知識の習得のため、研修内容の充実を図ります。 任期が1期目の委員に対するフォローアップとして、先輩委員からの活動報告やグループワークを通じ、委員としての基本的知識の習得をはじめ、委員同士の横のつながりづくりを目的とした研修を行います。		
40	民生委員・児童委員と関係機関とのネットワークづくり	民生委員・児童委員が、身近な支援者として地域生活課題の発見と、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSWや地域包括支援センター(※)等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。	47	民生委員・児童委員が、災害時の支援を要する人への円滑な支援や、身近な支援者として地域生活課題の発見、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSWや地域包括支援センター(※)、地区福祉委員(※)等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり					
③ ボランティアの参加促進・多様な機会創出					
現状と課題	<p>地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員（※）等とともに、地域住民や企業等が、多様なボランティア活動に参加しています。</p> <p>大阪府では、こうしたボランティア活動や地域貢献を担うNPO法人・企業等との活動の振興を図る取組の支援や、いきいきサロン活動や世代間交流事業等に取り組む小地域ネットワーク活動等を通じて、住民活動の活性化と担い手の拡大等の支援を進めてきました。</p>	49	<p>地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員（※）等とともに、地域住民や企業等が、多様なボランティア活動に参加しています。</p> <p>大阪府では、こうしたボランティア活動や、一人暮らしの高齢者、障がい者及び子育て中の親子等すべての人が安心して生活できるよう、地区福祉委員会（※）によって行われている「小地域ネットワーク活動」を通じて、住民活動の活性化と担い手の拡大等の支援を進めてきました。</p>		<p>コロナウイルス感染拡大により、地域においてどのようなことが課題となったのか説明を入れてほしい。</p>
	<p>ビジネス的手法を用いて社会課題の解決を図る「社会起業家」のほか、最近では、仕事で培った専門知識や技術を活かしたボランティア活動「プロボノ」など新たな担い手が活躍しており、地域のボランティアやNPO法人・企業等と協働し地域性・自主性を活かした取組が進められています。</p> <p>健康な長寿社会の形成に向けての重要な施策分野である介護予防や生活支援等の 新たな地域生活課題や要支援者ニーズに対応するためには、多様な主体・ボランティアが参画し、これまでの見守りや助け合い等の互助の向上にもつながる好循環を生み出すことが期待されます。</p> <p>また、支援を受けながら社会への参画をめざす人など、要支援者の個性や状況に応じ、ボランティアの担い手としての機会を提供していくことも求められています。</p>	49	<p>また、ビジネス的手法を用いて社会課題の解決を図る「社会起業家」のほか、最近では、仕事で培った専門知識や技術を活かしたボランティア活動「プロボノ」など新たな担い手が活躍しており、地域のボランティアやNPO法人・企業等と協働し地域性・自主性を活かした取組が進められています。</p> <p>健康な長寿社会の形成に向けての重要な施策分野である介護予防や生活支援等の 新たな地域生活課題や要支援者ニーズに対応するためには、多様な主体・ボランティアが参画し、これまでの見守りや助け合い等の互助の向上にもつながる好循環を生み出すことが期待されます。</p> <p>年齢、国籍、障がいや病気の有無などにかかわらずボランティアに参加したいという思いを持った人誰もが、その人の個性や状況に応じ、必要なサポートを受けながらボランティアの担い手として参加できる機会を提供していくことが求められています。</p>		
	<p>このほか、昨今、住民等による自発的な取組として、子ども等に対し、食事の提供を行いつつ学習支援などを行う「子ども食堂」などが各地で開設されており、食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として高齢者などを含む地域住民の交流拠点に発展しているところもあり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。</p>	-	<p>削除（地域の多様な主体の協働に移動）</p>		
	<p>大規模災害発生時においても、被災者の様々な支援ニーズにきめ細かく対応できる人材の確保が必要不可欠です。大阪府では、府社協と連携し、災害時に円滑な支援活動が可能となるよう、災害時ボランティアコーディネーター研修を進めてきました。</p>	49	<p>大規模災害発生時においても、被災者の様々な支援ニーズにきめ細かく対応できる人材の確保が必要不可欠です。大阪府では、府社協と連携し、災害時に円滑な支援活動が可能となるよう、災害時ボランティアコーディネーター研修を進めてきました。</p>		
	新規		49	<p>新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって、外出の機会や他者との交流の機会が失われ、これまで当たり前に行われてきた対面型の地域福祉活動の休止が余儀なくされました。これからは、従来の集合型の地域福祉活動の再開をすすめるだけでなく、再びパンデミック等により活動の休止を余儀なくされた場合にも対応できるよう、様々な形で人と人が「つながり」続けることができる仕組みづくりが重要です。</p>	
	<p>このようなボランティア活動においてボランティアの力が発揮されるためには、地域のボランティアコーディネーター等の人材育成や、ボランティアに対する活動相談・情報提供、活動の場やボランティアの募集・開拓などを行うコーディネート機能が重要になります。</p>	49	<p>ボランティア活動において、ボランティアの力が発揮されるためには、地域のボランティアコーディネーター等の人材育成や、ボランティアに対する活動相談・情報提供、活動の場やボランティアの募集・開拓などを行うコーディネート機能が重要になります。</p>		
<p>また、地域福祉活動の推進にあたっては、一人ひとりが、様々な地域生活課題に気づき、自ら取り組む必要性を学び、課題解決に向け、問題意識を共有し協働・実践することが大切であると言われています。</p> <p>このため、地域の身近な場で、地域生活課題に関する学習会の実施等により、様々な人々が学びあうことを通じて、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促し、地域福祉の人材を育成することも必要です。</p>	50	<p>また、地域福祉活動の推進にあたっては、一人ひとりが、様々な地域生活課題に気づき、自ら取り組む必要性を学び、課題解決に向け、問題意識を共有し協働・実践することが大切です。</p> <p>このため、身近な地域で、地域生活課題に関する学習会等を実施し、様々な人々が学びあうことで、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促し、地域福祉の人材を育成することも必要です。</p> <p>今後、進展していく人口減少社会に対応していくため、これまでの担い手感の再検討をしていく必要があります。</p>			
具体的な取組み	<p>府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害時ボランティアコーディネーター研修に向けた取組を推進します。</p>	50	<p>府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害時ボランティアコーディネーター研修に向けた取組を推進します。</p>		
	<p>支援を受けながら社会への参画をめざす人などに対しては、その状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。</p>	50	<p>年齢、国籍、障がいや病気の有無などにかかわらずボランティアに参加したいという思いを持った人が、その状況に応じた支援を受けながら、ボランティアへ参画できる機会の創出を促進します。</p>		
	<p>ボランティア体験や交流活動の推進、地域課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組を促進します。</p>	50	<p>ボランティア体験や交流活動の推進、地域生活課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組を促進します。</p>		
	<p>ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、資質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。</p>	50	<p>ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、資質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。</p>		
<p>福祉・ボランティア教育の推進</p> <p>小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、福祉教育に携わる教員の資質向上を促進します。</p>	50	<p>小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、地域社会との連携について、教員の理解促進を図ります。</p>			

【1】項目		【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
具体的な 取組み	地域づくりにつながる人 材の育成	新規	50	地域団体が抱える情報発信、運営改善及び事業戦略など運営上の課題解決を支援し、地域活動の運営基盤を強化するため、社会人等が、自らの経験・スキルを活かして支援する「プロボノ」として、社会貢献活動に参画する機会を創出します。		
		地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めています。 このほか、対面型の活動が困難な場合でもつながり続けられるようICTやSNSを活用した取組など、地域住民等の支援ニーズに応じた地域づくりのための好事例の提供等を通じて市町村を支援します。 また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。	50	地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めています。 また、生活に根ざした社会的活動の積み重ねが地域福祉の担い手の育成につながるため、本人の興味・関心に合う参加しやすいボランティア活動や、時間や場所の制約がないICTやSNSを活用した活動など、多様なニーズや社会環境の変化にも対応した地域福祉活動について、先進事例の提供等を行います。		
		地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える、あるいはまちづくりを担う人材を育成するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代が一緒になり、学び合えるよう、取り組めます。	51	地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域生活課題の解決に向けた社会資源を創出するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代や立場の人が一緒になり、差異や多様性を認め合いながら、自分たちが暮らし、活動する地域について考え、学び合える機会の創出に取り組みます。	コラム：折り鶴プロジェクト	

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり					
④ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実					
現状と課題	大阪府では、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時等に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難確保を図ることができるよう、関係部局が連携し、市町村の先進的取組事例等を盛り込んだ「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成し、市町村における「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」及び「避難行動要支援者名簿」の作成促進に取り組んできました。これにより、全市町村において避難行動要支援者名簿が作成されました。	53	大阪府では、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時等に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難確保を図ることができるよう、関係部局が連携し、市町村の先進的取組事例等を盛り込んだ「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を作成し、市町村における「避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」及び「避難行動要支援者名簿」の作成促進に取り組んできました。これにより、全市町村において避難行動要支援者名簿が作成されました。		・災害時に福祉的配慮が必要な方が迅速に適切な支援につながる体制づくりを市町村に働きかけてもらいたい。
	新規	53	地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定を市町村で行っております。府内市町村において、令和5（2023）年7月時点で666箇所の指定となっており、福祉避難所の指定については、施設管理者等の協力が必要なことから、関係機関を通じて福祉避難所の必要性や指定の促進等について働きかけを行っています。		
	大阪府北部を震源とする地震では、375名の人的被害と55,611棟の住家被害などがあり（2018（平成30）年11月2日現在）、571箇所の避難所が開設され、最も多い時で、2,397人が避難しました。また、平成30年台風21号では、501名の人的被害と約66,407棟の住家被害などがあり（2018（平成30）年12月25日現在）、129箇所の避難所が開設され、最も多い時で、509人が避難しました。今回の地震により、災害が起こった際の避難行動要支援者の安否確認や避難などの課題が浮き彫りになりました。	53	大阪府北部を震源とする地震では、375名の人的被害と55,611棟の住家被害などがあり、571箇所の避難所が開設され、最も多い時で、2,397人が避難しました。また、平成30（2018）年台風21号では、501名の人的被害と約66,407棟の住家被害などがあり、129箇所の避難所が開設され、最も多い時で、509人が避難しました。今回の地震により、災害が起こった際の避難行動要支援者の安否確認や避難などの課題が浮き彫りになりました。		
	新規	53	災害時に迅速な対応ができるよう、地域住民が参加する災害訓練や平常時での見守り等を通じた顔の見える関係づくりが求められており、市町村の策定する地域福祉計画において、避難行動要支援者の見守り・支援推進方策を記載することとなっています。		
具体的な取組み	市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組が促進されるよう、避難行動要支援者に係る実務研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートを行います。	53	市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組みが促進されるよう、避難行動要支援者に係る実務研修の実施や必要に応じて助言・情報提供等のサポートを行います。		コラム：災害時要配慮者を支える仕組み
	平常時における民生委員・児童委員、各コーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の取組や避難訓練を通じて、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援します。	53	平常時における民生委員・児童委員、地域福祉のコーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の地域における支援体制の構築や、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができるよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援します。	コラム：災害時要配慮者を支える仕組み	
	国のガイドラインに基づいて施設団体や職能団体から構成される「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を運営し、災害時における福祉専門職等による支援体制（災害派遣福祉チームDWAT）の構築を進めます。	54	国のガイドラインに基づき設置した「大阪府災害福祉支援ネットワーク」構成団体等との連携のもと、災害時における福祉専門職等による支援体制（災害派遣福祉チーム：大阪DWAT）の充実・強化を図ります。		
	社会福祉施設の耐震化や津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施や災害時の施設間応援協定の締結等の促進を働きかけます。	54	社会福祉施設の耐震化や津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施や災害時の施設間応援協定の締結等の促進を働きかけます。		
目標・指標	特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、災害対策基本法改正から概ね5年以内の個別避難計画の作成をめざす市町村を支援します。	54	特に災害リスクが高いエリアに居住されている住民について、災害対策基本法改正から概ね5年以内の個別避難計画の作成をめざす市町村を支援します。		
目標・指標	市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。	54	災害時の安否確認が円滑に行えるよう、市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組みをすすめます。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(2) 地域福祉を担う多様なづくり					
⑤ 介護・福祉人材の確保					
現状と課題	急速な少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少していく中で、今後とも増加が見込まれる高齢者をはじめとして、障がい者・子どもなど全ての人々を地域で支えるための仕組みである「地域共生社会」を構築していくためには、その基盤となる人材を量・質ともに安定的に確保していく必要があります。	56	急速な少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少していく中で、今後とも増加が見込まれる高齢者をはじめとして、障がい者・子どもなどすべての人々を地域で支えるための仕組みである「地域共生社会」を構築していくためには、その基盤となる人材を量・質ともに安定的に確保していく必要があります。		
	しかし、大阪府においては、介護・福祉人材をめぐる労働市場は既にひっ迫していることに加え、将来にわたって需要面における人材ニーズの増加スピードは、供給面の増加スピードを上回るペースで推移し、2025年には約2.4万人分の介護人材不足が生ずることが見込まれています。	56	しかし、大阪府においては、介護・福祉人材をめぐる労働市場は既にひっ迫していることに加え、将来にわたって需要面における人材ニーズの増加スピードは、供給面の増加スピードを上回るペースで推移し、令和7（2025）年には約2.4万人分の介護人材不足が生ずることが見込まれています。		
	こうした状況下においては、人材確保対策に加えて、離職防止・定着支援に向けた取組も重要になりますが、令和2年度の大阪府における介護職の離職率は17%と、全国（14.9%）に比べて高い状況が続いており、確保した人材の定着状況にも課題を抱えています。	56	こうした状況下においては、人材確保対策に加えて、離職防止・定着支援に向けた取組も重要になりますが、令和4（2022）年度の大阪府における介護職の離職率は17.5%と、全国（14.4%）に比べて高い状況が続いており、確保した人材の定着状況にも課題を抱えています。		
	介護の仕事は、「人を支え、人とともに成長できる」やりがいのある仕事であり、介護福祉士等の専門資格・技能を活かしつつ、雇用の安定やライフプランに合わせた柔軟な働き方を選択することができるなどのメリットもありますが、こういったプラス面が社会全体で正しく認識されておらず、参入の障壁となっているとの指摘があるため、マイナスイメージを払しょくし、介護の仕事の魅力を広く発信していく必要があります。	56	介護の仕事は、「人を支え、人とともに成長できる」やりがいのある仕事であり、介護福祉士等の専門資格・技能を活かしつつ、雇用の安定やライフプランに合わせた柔軟な働き方を選択することができるなどのメリットもありますが、こういったプラス面が社会全体で正しく認識されておらず、参入の障壁となっているとの指摘があるため、マイナスイメージを払しょくし、介護の仕事の魅力を広く発信していく必要があります。		
具体的な取組み	介護・福祉人材の確保・定着に向けた取組み 平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、既存施策の点検・見直しを進めるとともに、必要な新規施策を推進します。また、本計画を通じて戦略の進捗状況を点検していきます。	56	令和5（2023）年3月に見直した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、今後さらに重点的に取り組む項目として『将来の介護・福祉人材を担う人材の確保に向けた教育との連携』、『外国人介護人材の受け入れ促進と育成』、『早期離職の防止と業務改善による定着促進』を設定し、既存施策の点検・見直しを進めるとともに、必要な新規施策を推進します。また、本計画を通じて戦略の進捗状況を点検していきます。		
	あわせて、2025年及び第8期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。	56	あわせて、第9期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。		
	参入促進等 参入促進については、特に若者に対しての介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、高齢者・障がい者・女性等の新規参入のための地域での介護入門者研修の実施、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材の適正な受入れ推進のための協議会の設置・研修等を実施します。また、教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験など参入促進に向けた取組を総合的に実施します。	57	参入促進については、特に若者に対しての介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化等のマッチング力の向上、中高年齢者等の新規参入のための地域での介護助手導入支援の実施、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材の適正な受入れ推進のための協議会の設置・研修等、外国人介護人材のマッチング支援を実施します。 また、教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験等参入促進に向けた取組を総合的に実施します。		・色々取り組まれている中でも、特にここに力を入れていることが分かるようにできないか。
資質の向上 資質の向上については、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組などを実施します。また、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、対策の検討と必要な財源措置について国に要望していきます。	57	資質の向上については、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組などを実施します。また、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、対策の検討と必要な財源措置について国に要望していきます。			
目標・指標	目標・指標 需給推計を上回る介護・福祉人材の確保 2023年度 需要推計200,852人 供給推計184,313人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 16,539人) 2025年度 需要推計209,510人 供給推計185,090人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 24,420人)	57	需給推計を上回る介護・福祉人材の確保 R5(2023)年度 需要推計 人 供給推計 人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 人) 2025年度 需要推計 人 供給推計 人 (これを上回ること) (※需給ギャップ(需要-供給) 人)		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(2) 地域福祉を担う多様な人づくり					
⑥ 教育・保育人材の確保					
現状と課題	<p>都市部を中心に保育所の待機児童解消が社会的な課題となっており、大阪府においても、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の施設整備などにより、保育の受け皿の確保を進めてきたものの、依然として待機児童（2018（平成30）年4月1日現在677人）が発生しています。</p> <p>加えて、保育士確保の困難さが問題となっており、保育士の有効求人倍率は、4.81倍（2018（平成30）年3月現在）と全国平均の3.12倍を上回っており、深刻な保育人材不足が続いています。</p>	57	<p>都市部を中心に保育所の待機児童解消が社会的な課題となっており、大阪府においても、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の施設整備などにより、保育の受け皿の確保を進めてきたものの、地域によっては依然として待機児童（令和5（2023）年4月1日現在147人）が発生しています。</p> <p>加えて、保育士確保の困難さが問題となっており、大阪府内の保育士の有効求人倍率は、3.67倍（令和5（2023）年3月現在）と全国平均の2.79倍を上回っており、深刻な保育人材不足が続いています。</p>		
	<p>このため、大阪府では、平成27年度から、保育士・保育所支援センター事業や地域限定保育士試験を実施しています。また、平成28年度から保育士修学資金貸付等事業を実施し、保育人材の確保に努めているところです。</p>	58	<p>このため、大阪府では、平成27（2015）年度から、保育士・保育所支援センター事業や地域限定保育士試験を実施しています。また、平成28（2016）年度から保育士修学資金貸付等事業を実施し、保育人材の確保に努めているところです。</p>		
	<p>また、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化するなかで、保育士にはより高度な専門性が求められるようになっていきます。このため、保育士の処遇改善やキャリアパスの確立、専門性を高める人材育成等について取組を進めているところです。</p>	58	<p>また、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所等に求められる役割や機能が多様化・複雑化するなかで、保育士にはより高度な専門性が求められるようになっていきます。このため、保育士の処遇改善やキャリアパスの確立、専門性を高める人材育成等について取組を進めているところです。</p>		
	<p>教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組や、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実が求められています。</p>	58	<p>教育・保育を提供する事業者が安定的に人材を確保できる取組みや、事業者が質の高い教育・保育を提供できるよう、職員研修の充実が求められています。</p>		
具体的な取組み	<p>養成及び就業の促進 保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士について、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取組むとともに、保育士確保事業を実施する市町村を支援します。</p>	58	<p>保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士について、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取組むとともに、保育士確保事業を実施する市町村を支援します。</p>		
	<p>従事者の定着等に向けた取組み 保育士の専門性向上と人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。また、施設型給付等において、処遇改善等加算Ⅰ（※）及び処遇改善等加算Ⅱ（※）により、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の改善を図ります。</p>	58	<p>保育士の専門性向上と人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。また、施設型給付等において、従事者の定着・確保を図る処遇改善等加算等により、職員の処遇改善を支援します。</p>		
	<p>資質の向上 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修を実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施機会の充実に努めます。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。</p> <p>大阪府幼児教育センター（2018（平成30）年4月設立）において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした教職員研修の充実を図るとともに、各市町村及び園所での研修において助言等を行う幼児教育アドバイザーを育成することで、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。</p>	58	<p>保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修を実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施機会の充実に努めます。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。</p>		
<p>大阪府幼児教育センター（平成30（2018）年4月設立）において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした教職員研修の充実を図るとともに、各市町村及び園所での研修において助言等を行う幼児教育アドバイザーを育成することで、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。</p>	58	<p>大阪府幼児教育センター（平成30（2018）年4月設立）において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした教職員研修の充実を図るとともに、各市町村及び園所での研修において助言等を行う幼児教育アドバイザーを育成することで、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。</p>			
目標・指標	<p>目標・指標 教育・保育人材の確保により、待機児童解消をめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を図ります。</p>	59	<p>教育・保育人材の確保により、待機児童解消をめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を図ります。</p>		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化						
① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進						
現状と課題	大阪府では、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、高齢者や障がい者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を平成19年に「大阪あんしん賃貸住宅支援事業」として立ち上げ、平成29年3月には登録住宅の質を強化した「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を創設し、取組を行ってきました。	60	大阪府では、住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、平成27(2015)年に「Osakaあんしん住まい推進協議会」を設置し、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(「住宅セーフティネット法」)」に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、相談や情報提供、見守り等を行う法人を居住支援法人(※)として指定しています。			
	また、居住支援はハード面の整備だけでなく、入居支援や見守り等による生活支援など、住み続けるための支援も重要であることから、平成27年には「Osakaあんしん住まい推進協議会」を設置、居住支援の取組を行う「居住支援法人(※)」の指定にも取り組んできたところです。	-	削除			
	今後、さらなる家主が抱える不安の解消と、地域における居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築を行うために、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称：住宅セーフティネット法)」の一部改正(平成29年10月施行)を踏まえ、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅登録制度をさらに推進するとともに、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等民間との連携を強化し、総合的に取り組む体制を整備する必要があります。	60	今後、家主が抱える不安の解消と、住宅確保要配慮者へのきめ細やかな支援を行うために、市区町村単位での居住支援協議会の構築を促進する必要があります。			
	高齢者や障がい者等が、安全・安心に暮らすことのできる福祉のまちづくりを実現するため、地域社会における移動・移送手段を確保し、誰もが移動の制約がなく社会参加できる環境整備に取り組むことが重要です。	60	高齢者や障がい者等が、安全・安心に暮らすことのできる福祉のまちづくりを実現するため、地域社会における移動・移送手段を確保し、誰もが移動の制約がなく社会参加できる環境整備に取り組むことが重要です。			
	このため、NPO法人等が、道路運送法の登録を受け、福祉有償運送制度(※)による個別輸送サービスを提供しています。府域に7つの運営協議会が設置され、各地域における需要や必要性等をトータルで勘案のうえ、登録に係る協議を行っています。府内登録事業者(2018(平成30)年7月1日現在)は、142事業者(157事業所)であり、利用者(2018(平成30)年7月1日現在)は15,217人です(図表㊸)。	60	このため、NPO法人等が、道路運送法の登録を受け、福祉有償運送制度(※)による個別輸送サービスを提供しています。府域に7つの運営協議会が設置され、各地域における需要や必要性等をトータルで勘案のうえ、登録に係る協議を行っており、府内登録事業者(令和5(2023)年7月1日現在)は、134事業者となっております(図表㊸)。福祉有償運送を担うドライバーの高齢化などにより、登録事業者が減少傾向となっております。	図表㊸：福祉有償運送の登録事業者数		
	移動制約者の増加に対応するためには、登録事業者の量的充足と安全性という質的確保を図るとともに、福祉タクシーや移動スーパーなど民間事業者による多様なサービスとも連携を進めることが必要です。	60	今後、ますます増加する移動制約者に対応するためには、登録事業者の量的充足と安全性という質的確保を図るとともに、福祉タクシーや移動スーパーなど民間事業者とも連携を進めることが必要です。			
	要支援者の移動の確保とともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー法)」及び大阪府福祉のまちづくり条例(※)に基づく都市施設(※)のバリアフリー化について、事業者の参画のもと、継続的な促進を図ることが必要です。	61	支援を要する人の移動の確保とともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称：バリアフリー法)」及び大阪府福祉のまちづくり条例(※)に基づく都市施設(※)のバリアフリー化について、事業者の参画のもと、継続的な促進を図ることが必要です。			
大阪府が平成11年度より全庁的に進めてきた『行政の福祉化(※)』は、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅・教育・労働などの各分野の連携をもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用・就労機会を創出し「自立を支援する取組」であるとともに、既存資源等を活用した福祉施策を推進するものです。この取組は、「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を基本理念としており、これを大阪全体で共有し、社会の様々な主体が具体的な行動につなげていく、『大阪の福祉化』をめざしています。	61	大阪府が平成11(1999)年度より全庁的に進めてきた『行政の福祉化(※)』は、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅・教育・労働などの各分野の連携をもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者やひとり親家庭の父母などの雇用・就労機会を創出し「自立を支援する取組」であるとともに、既存資源等を活用した福祉施策を推進するものです。この取組は、「障がい者、生活困窮者、ひとり親、就労困難者など生活に困難を抱える者を支援するため、『それぞれが持てる資源』を有効に活用すること」を基本理念としており、これを大阪全体で共有し、社会の様々な主体が具体的な行動につなげていく、『大阪の福祉化』をめざしています。				
具体的な取組み	民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、見守りなどの生活支援サービスや住宅相談先等の情報提供を行うとともに、関係団体や住宅と福祉部門の連携の強化に努めます。また、地域における身近な相談・居住支援を行う居住支援協議会の設立などの地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。	61	住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、住まい探し相談等の情報提供を行うとともに、関係団体や行政の住宅と福祉部門の連携の強化に努めます。また、地域の実情に応じた多様な居住支援体制を構築するため、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進します。	コラム：居住支援協議会の取組み		
	住宅確保要配慮者に対して登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守りなど多様な支援を行っている社会福祉法人やNPO法人等を居住支援法人として指定します。	62	住宅確保要配慮者に対して登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守りなど多様な支援を行っている社会福祉施設等やNPO法人等を居住支援法人(※)として指定します。			
	市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター(※)、CSW等による高齢者や障がい者等の様々な相談時において、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」が活用されるよう、さらに働きかけます。	62	市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター(※)、CSW等による高齢者や障がい者等の様々な相談時において、居住支援法人(※)等と連携して支援を行えるよう、Osakaあんしん住まい推進協議会で作成した各種パンフレット等を活用し、周知啓発に取り組みます。			
	福祉有償運送の振興	福祉有償運送制度(※)では、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。	62	福祉有償運送制度(※)を活用し、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。		
	安全・安心な福祉のまちづくり	都市施設(※)等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度(※)等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策の推進に取り組めます。	62	都市施設(※)等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度(※)等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策の推進に取り組めます。		

【1】項目		【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容 (図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進 分科会での委員意見
具体的な 取組み	就職困難者等への就 労支援	生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親、がん・難病患者などの就労支援については、生活困窮者自立支援事業等（福祉部門）と、各市町村の地域就労支援センター（※）、ハローワーク及びOSAKAしごとフィールド（※）等（労働部門）が連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。	62	生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親、がん・難病患者などの就労支援については、自立相談支援機関等の福祉部門の支援機関と、各市町村の地域就労支援センター（※）、ハローワーク及びOSAKAしごとフィールド（※）等の労働部門の支援機関が連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。		
	行政の福祉化の取組 みにおける福祉施策の 推進	『行政の福祉化（※）』をより一層推進し、政策評価調達の充実・強化や障がい者の雇用・就労による企業の農業分野等新分野への参入促進をはじめ、職域のさらなる開拓などの取組を通じて、就職困難者の雇用・就労機会を創出し、自立支援を進めます。 府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくり等、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。	62 62	『行政の福祉化（※）』をより一層推進し、総合評価の入札の充実・強化や障がい者の雇用・就労による企業の農業分野等新分野への参入促進をはじめ、職域のさらなる開拓などの取組を通じて、就職困難者の雇用・就労機会を創出し、自立支援を進めます。 府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくりなど、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。		
目標・指標		居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上をめざし、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。	62	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12（2030）年度末までに50%以上をめざし、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化						
② 社会福祉協議会に対する活動支援						
現状と課題	<p>社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。</p>	64	<p>社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。</p>			
	<p>府社協では、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築をめざし、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。</p> <p>大阪府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。</p>	64	<p>府社協では、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築をめざし、市町村社協や社会福祉施設等、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。</p> <p>大阪府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや地域生活課題に関する情報を共有しながら、包括的な支援体制の整備に向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。</p>			
	<p>加えて、社会福祉法人・社会福祉施設は、大阪の特色である地域貢献委員会（※）を通じて市町村と有機的な連携をすすめ、市町村における包括的支援体制の深化に貢献していくことが期待されます。</p> <p>府域においては、府社協と大阪府内の社会福祉法人・社会福祉施設の協働により、社会福祉法人・社会福祉施設の特性や強みを活かした地域貢献事業を行う「大阪しあわせネットワーク」が展開されています。</p>	64	<p>府域においては、府社協と大阪府内の社会福祉施設等の協働により、社会福祉施設等の特性や強みを活かした地域貢献事業を行う「大阪しあわせネットワーク」が展開されています。社会福祉施設の協働による福祉活動を推進するとともに、府域における「大阪しあわせネットワーク」との一層の連携を図り、地域のセーフティネットの充実をめざしています。</p>			
	<p>市町村社協では、市町村や福祉施設、地区福祉委員（※）、地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。特に、地域貢献委員会（※）の設置（平成29年度末現在で31市町村社協）により、社会福祉施設の協働による福祉活動を推進するとともに、府域における「大阪しあわせネットワーク」との一層の連携を図り、地域のセーフティネットの充実をめざしています。</p>	64	<p>市町村社協では、市町村や社会福祉施設等、地区福祉委員（※）、地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。特に、社会福祉施設等と地域のつながりを強化するため地域貢献委員会（※）の設置（令和4（2022）年度末現在で37市町村社協（政令市社協を除く））をすすめており、市町村における包括的な支援体制の充実に向けて、地域貢献委員会（※）を核に市町村と有機的な連携が図られることが期待されます。</p>			
具体的な取組み	府社協の活動支援	<p>府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。</p>	64	<p>府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。</p>		
	地域貢献委員会	<p>市町村社協における地域貢献委員会（※）の設置促進を通じて、社会福祉法人・施設のマンパワー、拠点・設備、種別を越えた施設同士が連携することで、社会福祉施設の有効活用や災害時の要支援者支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。</p>	65	<p>市町村社協における地域貢献委員会（※）の設置促進を通じて、社会福祉施設等のマンパワー、拠点・設備、種別を越えた施設同士が連携することで、社会福祉施設等の有効活用や災害時の支援を要する人への支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。</p> <p>地域貢献委員会（※）を核とし、市町村や地域住民等と広範につながる協働の基盤づくりに、府社協とともに取り組みます。</p>		
	地域福祉力強化	<p>市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、要支援者をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。</p>	65	<p>市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、支援を要する人がこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。</p>	<p>コラム：市町村社協の取組み「熊取町ひきこもり居場所」、「大東市RIBON」柏原市民間社会福祉施設連絡会の取組み</p>	

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化					
③ 地域の多様な主体（企業、社会福祉施設等、隣保館、NPO法人等）との協働					
現状と課題	地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業など、公民の多様な主体が参画し、イコール・パートナー（対等の関係で行う協力や提携）として福祉協働に取り組む必要があります。	69	地域福祉の推進にあたっては、地域住民はもとより、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、社会福祉施設等、NPO法人、民間企業など、公民の多様な主体が参画し、イコール・パートナー（対等の関係で行う協力や提携）として福祉協働に取り組むことが必要です。		
	また、市町村や関係機関と連携しながら、公共施設や社会福祉施設等を活用した地域交流の場・居場所づくりを進めること等により、地域のにぎわい・活力・交流が育まれるまちづくりを推進していくことが重要です。	69	また、商店街の空き店舗や社会福祉施設等を活用した地域交流の場・居場所づくりや、一般就労が困難な人へ本人の特性に合う様々な中間的就労の提供など、民間設備や人材を活かした取組みをすすめていくには、福祉の領域だけでなく地域のにぎわい・活力・交流が育まれるまちづくりの視点を持つことが求められています。		
	新規	69	子どもが抱える問題を早期に発見し、適切な支援につなげるため、SSWやCSWといった学校や地域で活動するコーディネーターの協働が重要であることから、地域において協働しやすい体制づくりに向けて、市町村の福祉関係部署と教育関係部署の連携強化をすすめていく必要があります。		・多様な主体の中で、企業やNPOという民間だけでなく学校との連携も重要だと思う
	このほか、昨今、住民等による自発的な取組として、子ども等に対し、食事の提供を行いつつ学習支援などを行う「子ども食堂」などが各地で開設されており、食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として高齢者などを含む地域住民の交流拠点に発展しているところもあり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。	69	このほか、住民等による自発的な取組として、子ども等に対し、食事の提供を行いつつ学習支援などを行う「子ども食堂」などが各地で開設されており、子どもへの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として高齢者などを含む地域住民の交流拠点に発展しているところもあります。		
	これら地域福祉を担う多様な人づくりと、活動しやすい環境づくりを進めることが、地域の実情や要支援者のニーズに寄り添った温かい福祉サービスを提供するうえで重要です。	69	これら地域福祉を担う多様な主体と協働しやすい環境整備を進めることが、地域の実情や多様な支援のニーズに寄り添った温かい福祉サービスを提供するうえで重要です。		
具体的な取組み	多様な主体の活動への理解促進	新規	69	行政と企業、商店、学校、社会福祉施設等、隣保館（※）、NPO法人など多様な主体が連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。また、孤立死を防ぐため、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。	コラム：社会福祉施設等「みなど寮」、NPO法人「ほしぞら&ふれあいハウス鳴滝」、「やんちゃファミリーwith」、隣保館
	福祉分野以外との協働の推進	新規	69	福祉分野だけでなく、まちおこし、商工、農林水産、環境、交通などあらゆる分野の活動に参加できる分野横断の包括的な支援体制が整備されるよう、市町村や市町村社協、社会福祉施設等の関係者を対象とした研修で先進事例や最新情報の提供を行います。	コラム：「漁福連携プロジェクト」
	多世代・多分野が会うプラットフォームの促進	新規	70	地域貢献委員会（※）など既存の組織体の活用や、多世代・多分野が交流する居場所づくりなどにより、行政、企業、商店、学校、社会福祉施設等、隣保館（※）、NPO法人など多様な主体や地域住民等がつながり、支えあう場づくりを支援します。	

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化						
④ 福祉基金の活用・推進						
現状と課題	大阪府福祉基金は、府民からの寄附金等をもとに設置され、その運用益等を財源に様々なボランティア活動や府民の自主的な地域福祉活動等に助成しています。	76	大阪府福祉基金は、府民からの寄附金等をもとに設置され、積み立てた基金およびその運用益を財源に様々なボランティア活動や府民の自主的な地域福祉活動等に助成しています。			
	この助成制度は、障がい者や高齢者、児童などへの支援を行うボランティア団体等が実施する草の根的な活動を支援する「活動費助成」と、地域における連携、協働による事業で、先駆的、先導的及び発展性のある事業、もしくは、制度の谷間または制度が十分に機能していないため、支援が行き届いていない人を支援する民間からの提案事業に対して助成する「地域福祉推進助成」の2つの助成があり、昭和56年度の助成開始以来、ボランティアやNPO法人の活動推進を支援してきたところです（図表㉔）。	76	この助成制度は、障がい者や高齢者、児童などへの支援を行うボランティア団体等が実施する草の根的な活動を支援する「活動費助成」と、民間団体からの先駆的、先導的及び発展性のある事業に対して助成する「地域福祉推進助成」の2つの助成があり、昭和56（1981）年度の助成開始以来、ボランティアやNPO法人の活動推進を支援してきたところです（図表㉔）。	図表㉔：福祉基金の助成状況		
	一方、寄附の減少や低金利により、運用益だけでは賄いきれず、福祉基金を取り崩して事業展開している状況から、福祉基金をより一層効果的に活用できるよう助成制度の見直しも行ってきました（図表㉕）。	-	削除			
	福祉基金の活用については、助成を受けて実施された事業がどのような成果をあげ、社会にどのような影響を与えたかを広く公表することにより、寄附者に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ることが求められています。	76	福祉基金の活用については、助成を受けて実施された事業がどのような成果をあげ、社会にどのような影響を与えたかを広く公表することにより、寄附者に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ることが求められています。			
具体的な取組み	福祉基金の効果的な活用	平成28年度に制度を再構築した「地域福祉推進助成（施策推進公募型事業・民間団体提案型事業）」の成果を検証するとともに、「活動費助成」を含めた福祉基金による助成全体のあり方や手法について、より効果的・効率的に活用できる制度となるよう、引き続き検討を進めます。	76	地域福祉を取り巻く環境が多様化・複雑化していくなかで、福祉的課題を抱える府民の方々に対して、時期を逸することなく基金を活用した支援を行うため、福祉基金による助成全体のあり方や手法について、より効果的・効率的に活用できる制度となるよう、引き続き検討を進めます。		
	助成事業の見える化の推進	寄附金の活用について、寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらえるよう「使い途が明確かつ有効に活用している」ことを評価・公表する「地域福祉推進助成『事業評価制度』」を適切に運用します。	76	寄附金の活用について、寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらえるよう「使い途が明確かつ有効に活用している」ことを評価・公表する「地域福祉推進助成『事業評価制度』」を適切に運用します。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化						
⑤ 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援						
現状と課題	現状と課題	<p>高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者及び退所者等が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう地域生活定着支援センターを設置し、地域生活への定着を支援しています。</p> <p>平成22年7月に同センターを設置して以来、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設や保護観察所等と連携、協働して取り組んでいます。</p>	77	<p>高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者及び退所者等が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう地域生活定着支援センターを設置し、地域生活への定着を支援しています。</p> <p>また、不起訴処分や執行猶予判決などによって釈放される前から釈放後の支援体制を整えることで、地域での生活を支援する取組みとして、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢または障がいにより自立した生活が困難な人に対する支援を令和3（2021）年度から開始しています。</p>		
		<p>同センターは、平成21年度、国が制度を創設し、平成23年度末までに全都道府県に設置することで、広域的支援を行うことが可能となりましたが、支援対象者の大半が帰住地をもたないことから、円滑な事業運営を図るためには、住民に最も身近な市町村や受入施設等への事業の理解と協力を、より一層深めていく必要があります。</p>	77	<p>同センターは、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を、矯正施設や保護観察所等の司法関係者や地域の福祉関係者等と連携、協働して取り組んでおり、また、全都道府県で同センターが設置されたことで、平成24（2012）年度からは広域的支援も可能となりました。</p> <p>支援対象となる人の中には帰住地をもたない人が多いことから、円滑に福祉サービス等の利用につなげるため、帰住先の市町村や受入施設等への理解と協力をより一層深めていく取組みが求められています。</p>		<p>・地域の方が受け入れやすくなるような啓発にも力を入れていただきたい。</p> <p>・実際に支援されている方へのサポートも入れていただきたい。</p>
		<p>一方、国においては、地域住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（通称：再犯防止推進法）」及び平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」を踏まえ、施設退所予定者等に対し、必要な住まい、就労、福祉サービス等の利用にかかる支援を適切に提供し、社会復帰を促進すること等により再犯防止に取り組むこととされています。</p>	77	<p>大阪府では、平成28（2016）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（通称：再犯防止推進法）」及び令和5（2023）年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、令和6（2024）年3月に「第二次大阪府再犯防止推進計画」を策定しました。</p> <p>第二次大阪府再犯防止推進計画においても、引き続き、施設退所予定者等に対し、居住地の市町村の福祉関係機関と連携しながら、地域の中で孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援していくことで再犯防止に取り組むとされています。</p>		
具体的な取組み	地域の支援者への理解促進	市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。	77	「地域支援者向け被疑者・被告人段階にある要支援高齢者・障がい者に対する支援マニュアル」を活用し、市町村や市町村社協、地域包括支援センター（※）等に対して、司法と福祉が連携できる仕組みである被疑者支援業務や刑事司法手続きの基本的な流れなどの理解促進と連携体制の構築に努めます。	コラム：地域生活定着支援センターの取組み	
	地域生活定着支援センターの課題検討	大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。	78	大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて事例の共有を行い、事業における課題の整理等、解決に向けて引き続き検討を進めます。		
	再犯防止に向けた取組み	大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、国のモデル事業を実施し、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。	78	18歳未満の子どもに特定の性犯罪を犯し、服役後出所し、刑期満了から5年を経過しない人が府内に居住される際、知事に届出を行った上で、希望者に臨床心理士等によるカウンセリング等必要な支援を実施します。 <p>また、痴漢や盗撮等の性犯罪を犯し「起訴猶予・罰金・科料・執行猶予」処分となった人に対して、カウンセリング支援を実施（原則5回まで）します。</p>		
目標・指標	2018（平成30）年度より3か年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。	-	削除			

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【5】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化					
⑥ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上					
現状と課題	利用者保護、利用者本位の仕組みづくりを構築するためには、事業者が提供する福祉サービスの第三者評価を推進するとともに、利用者等から寄せられた福祉サービスへの苦情を解決する制度の充実が必要です。	80	利用者保護、利用者本位の仕組みづくりを構築するためには、事業者が提供する福祉サービスの第三者評価を推進するとともに、利用者等から寄せられた福祉サービスへの苦情を解決する制度の充実が必要です。		
	福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関（2018（平成30）年12月現在で府13機関）が専門的かつ客観的な立場から、社会福祉事業に取り組む事業者（社会福祉法人、NPO法人、民間企業等）が提供する福祉サービスの質の評価を行うものです（図表㊸）。	80	福祉サービス第三者評価は、公正・中立な第三者評価機関（令和5（2023）年11月現在で府17機関）が専門的かつ客観的な立場から、社会福祉事業に取り組む事業者（社会福祉施設等、NPO法人、民間企業等）が提供する福祉サービスの質の評価を行うものです（図表㊸）。	図表㊸：福祉サービス第三者評価事業の受審実績（令和5年10月末現在）	
	公益性・非営利性を有する社会福祉法人については、永続的、安定的に社会福祉事業を行う法人として、全法人の受審が期待されているところですが、受審にかかる費用及び人的負担の課題とともに、法人にとって、受審したことのメリットが十分に感じられないことなどにより、受審が進んでいない状況です。 今後、受審促進を図るため、推進組織である大阪府が関係機関等と連携のもと、評価制度の趣旨の周知・啓発や、評価機関の育成を図ることが課題となっています。	80	公益性・非営利性を有する社会福祉施設等については、永続的、安定的に社会福祉事業を行う法人として、全法人の受審が期待されているところですが、受審にかかる費用及び人的負担の課題とともに、法人にとって、受審したことのメリットが十分に感じられないことなどにより、受審が進んでいない状況です。 今後、受審促進を図るため、推進組織である大阪府が関係機関等と連携のもと、評価制度の趣旨の周知・啓発や、評価機関の育成を図ることが課題となっています。		
	なお、社会的養護を必要とする子ども等が入所する社会的養護関係施設（児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設）については、平成24年度から3年に1回の受審・公表が義務付けられているため、府域に立地する全65施設（2018（平成30）年4月1日現在）の受審を進めています。	80	なお、社会的養護を必要とする子ども等が入所する社会的養護関係施設（児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム）については、平成24（2012）年度から3年に1回の受審・公表が義務付けられているため、府域に立地する全121施設（令和5（2023）年4月1日現在）の受審を進めています。		
	一方、福祉サービスの質の向上を図るためには、利用者自らが受けた福祉サービスに対し意見・評価を行う体制整備が必要です。そのため、事業者において、苦情解決体制を整備し、事業所内に第三者委員（※）を設置することが求められています。しかしながら、第三者委員（※）については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況です。今後、その必要性について、事業者への制度周知・啓発を進め、設置促進を図ることが重要です（図表㊸）。	81	一方、福祉サービスの質の向上を図るためには、利用者自らが受けた福祉サービスに対し意見・評価を行う体制整備が必要です。そのため、事業者において、苦情解決体制を整備し、事業所内に第三者委員（※）を設置することが求められています。しかしながら、第三者委員（※）については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況です。今後、その必要性について、事業者への制度周知・啓発を進め、設置促進を図ることが重要です（図表㊸）。	図表㊸：第三者委員の設置件数、割合	
また、事業所において解決困難な苦情等の事案については、府社協内に運営適正化委員会が設置されています。同委員会においては、苦情解決に携わる施設職員に対する研修会の開催や、苦情解決の好事例の周知等を通じて、苦情解決体制・機能の充実を図っています（図表㊸）。	81	また、事業所において解決困難な苦情等の事案については、府社協内に運営適正化委員会が設置されています。同委員会においては、苦情解決に携わる施設職員に対する研修会の開催や、苦情解決の好事例の周知等を通じて、苦情解決体制・機能の充実を図っています（図表㊸）。	図表㊸：苦情解決の相談件数（令和4年度）		
具体的な取組み	事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、効果的なインセンティブについて、引き続き検討を進めます。 利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行います。	81	事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、効果的なインセンティブについて、引き続き検討を進めます。 利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的に行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用した情報提供を行います。		
	評価基準等の見直し等	82	国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、必要に応じ、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会の意見を踏まえ、必要に応じ、評価基準等の見直し等を進めます。		
	評価調査者への研修の実施	82	府域における評価水準の維持・向上を図るために、また、多様化する福祉サービス事業者への評価に対応するため、評価調査者への養成研修や継続研修等を実施します。		
	第三者委員の設置促進及びスキルアップ	82	事業者による苦情解決の体制整備及び第三者委員（※）の設置促進を図るため、府社協とともに、制度の重要性の周知・啓発を行います。また、福祉施設の職員・第三者委員（※）のスキルアップに向けて研修会や事例収集等の取組を促進します。		
	市町村等関係機関との連携強化	82	運営適正化委員会と市町村、地域包括支援センター（※）、市町村社協等の地域の相談窓口や大阪府国民健康保険団体連合会等の専門相談機関との連携強化を図り、多様化・専門化する苦情事案等の処理の迅速化に努めます。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見
(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化					
⑦ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査					
現状と課題	措置から契約への移行など福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。このため、平成29年4月の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等、公益性・非営利性を確保する観点から制度が見直され、地域社会に貢献する社会福祉法人の在り方が徹底されました。	82	地域福祉の中核的な担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践して、利用者の様々な福祉ニーズに対応していくことが求められています。このため、平成29(2017)年4月の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等、公益性・非営利性を確保する観点から制度が見直され、地域社会に貢献する社会福祉法人の在り方が徹底されました。		
	また、社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導監査等業務については、「大阪発“地方分権改革”ビジョン(平成21年)」や社会福祉法の改正(平成25年)により、市町村への権限移譲が進んでおり、地域の実情や要支援者のニーズにあわせた福祉サービスの提供がさらに促進されることが期待されます。	82	また、社会福祉法人や福祉サービス事業者等への指導監査等業務については、「大阪発“地方分権改革”ビジョン(平成21(2009)年)」や社会福祉法の改正(平成29(2017)年)により、市町村への権限移譲が進んでおり、地域の実情や支援を要する人のニーズにあわせた福祉サービスの提供がさらに促進されることが期待されます。		
具体的な取組み	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。	83	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。		
	また、市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査(並行監査)を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人等の適正な事業運営の確保に努めます。	83	市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査(並行監査)を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人等の適正な事業運営の確保に努めます。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(4) 市町村支援						
① 市町村の取組みに対する支援						
現状と課題	人権に係る問題や犯罪被害、女性が抱える課題などの様々な地域生活課題を抱える方を早期に発見し、しっかり受け止められるよう、大阪府と市町村とが連携して取り組んでいくことが求められています。	84	人権に係る問題や犯罪被害、女性が抱える課題などの様々な地域生活課題を抱える人を早期に発見し、しっかり受け止められるよう、大阪府と市町村とが連携して取り組んでいくことが求められています。			
	大阪府では、地域福祉・子育て支援交付金（2018（平成30）年度から「地域福祉・高齢者福祉交付金」）を創設（平成21年度～）し、市町村（政令市・中核市を除く）における自主的・創造的な取組を財政的に支援しています。	84	大阪府では、平成21（2009）年度に地域福祉・子育て支援交付金（平成30（2018）年度から「地域福祉・高齢者福祉交付金」）を創設し、市町村（政令市・中核市を除く）における自主的・創造的な取組を財政的に支援してきました。			
	市町村の地域の特性に応じた施策展開や地域共生社会の実現に資する新たな課題解決に向けた取組が進むよう、地域福祉施策の先進事例や国・府の施策動向等について、適宜、情報提供を図っています。市町村の施策立案機能の強化を通じて、府全域における地域福祉の水準を高めることが必要となっています。	84	市町村の地域の特性に応じた施策展開や地域共生社会の実現に向けた取組が進むよう、地域福祉施策の先進事例や国・府の施策動向等の情報提供を通じ、市町村の施策立案機能の強化を図り、府全域における地域福祉の水準を高めていくことが必要です。			
具体的な取組み	広域的・専門的な支援	人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組めます。	84	人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組めます。		
	地域の実情に合わせた施策立案の支援	市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組について、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用に努めます。	83	市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組が推進されるよう、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用に努めます。		
		各市町村が自主的に取り組むセーフティネットの構築・充実に係る先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、施策立案をサポートします。	83	各市町村が自主的に取り組む包括的な支援体制の構築・拡充に係る先進的な事例の収集に努め、その情報を市町村へ提供し、新たな施策立案をサポートします。		
	新たな地域福祉の取組み	地域共生社会の実現に向けた新たな地域福祉の取組について、実施主体である市町村の取組に対し、必要に応じて助言・サポートを行います。	85	地域共生社会の実現に向けた新たな地域福祉の取組みとして実施される市町村の取組みに対し、必要に応じて助言・サポートを行います。		
		多様な主体による公民協働のプラットフォームへの支援を行います。	85	多様な主体による公民協働のプラットフォームの整備について、必要に応じて助言・サポートを行います。		

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】5期の記載ページ	【4】第5期計画の記載内容	【5】第5期計画の記載内容(図表、コラム)	【6】地域福祉支援計画推進分科会での委員意見	
(4) 市町村支援						
② 市町村地域福祉計画等の策定・改定支援						
現状と課題	現状と課題	市町村は社会福祉法に基づき、地域福祉を計画的に推進するための地域福祉計画を策定することが求められています。大阪府では、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や意見交換、連絡調整等による計画策定の支援を行っています。その結果、府内全市町村において計画が策定されています。	85	市町村は社会福祉法に基づき、地域福祉を計画的に推進するための地域福祉計画を策定に努めることとされています。大阪府では、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、市町村への情報提供や意見交換、連絡調整等による計画策定の支援を行い、その結果、府内全市町村において計画が策定されています。		
		地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心となるため、社会福祉法の改正に対応した計画の改定を支援し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることができるよう、市町村への周知及び支援を行うことが必要です。	85	地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画が中心となるため、社会福祉法の改正に対応した計画の改定を支援し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めることができるよう、市町村への周知及び支援を行うことが必要です。		
		なお、地域づくりは、住民や自治会などの地縁型組織、企業、民生委員・児童委員、NPO法人、市町村社協など地域の多様な主体の参画と市町村による環境整備が重要です。このため、地域福祉計画の策定・改定においては、行政だけでなく、地域の多様な主体が一緒に考えて作り上げ、進めていくことが求められます。	85	なお、地域福祉の推進は、住民や自治会などの地縁型組織、企業、民生委員・児童委員、NPO法人、市町村社協など地域の多様な主体の参画と市町村による環境整備が重要です。このため、地域福祉計画の策定・改定においては、行政だけでなく、地域の多様な主体が一緒に考えて作り上げ、進めていくことが求められます。		
具体的な取組み	市町村地域福祉計画等の策定・改定支援	市町村に対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する施策情報の提供や、新たな地域福祉の取組等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援します。	85	市町村に対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進や包括的な支援体制の整備に関する施策情報の提供や、新たな地域福祉の取組等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援します。		
目標・指標	「改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定」 2018 (H30) 年度：5市町村 2021年度：全市町村		-	削除		